

令和 8 年度 第 1 回鴨川市都市計画審議会 会議録

■ 開催日時・場所・出席者

日 時：令和 8 年 6 月 23 日（火）午後 2 時 00 分～午後 3 時 30 分

場 所：鴨川市役所 7 階会議室

出席者：以下のとおり

【出席委員】

No.	区 分	氏 名	備 考
1	1 号委員 (識見者)	久根崎 達郎	一般社団法人鴨川市観光協会会長
2	”	島田 誠一	鴨川市商工会会長
3	”	小原 正博	公益社団法人千葉県建築士事務所協会 安房支部副支部長
4	”	浦邊 洋一	行政経験者
5	2 号委員 (市議会議員)	福原 三枝子	鴨川市議会議員
6	3 項委員 (関係行政機関職員)	安田 善一	安房土木事務所所長
7	”	石橋 健男	鴨川警察署署長
8	”	椎名 康一	南部林業事務所所長

(順不同、敬称略)

【市関係者】

所属・職	氏 名	備 考
鴨川市市長	佐々木 久之	
鴨川市都市建設課 参事	野村 敏弘	事務局
鴨川市都市建設課 課長補佐	夏目 紀彦	事務局

鴨川市都市建設課 都市整備係 副主査	土岐 尚義	事務局
鴨川市都市建設課 都市整備係 副主査	大久保 昌代	事務局
鴨川市都市建設課 都市整備係 主事	川崎 亮輔	事務局

【傍聴者】

0名

■ 配布資料

- ・ 次第
- ・ 委員名簿
- ・ 席次表
- ・ 出席者名簿
- ・ 【資料１】 「南房総・外房広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」
- ・ 【資料２】 「新旧対照表」
- ・ 【参考資料】 鴨川市都市計画審議会の運営方法について
- ・ 【追加資料】 都市計画の状況

会議要旨

1 開会

○事務局・夏目

皆さん、こんにちは。

時間となりましたので、只今から、令和8年度第1回鴨川市都市計画審議会を開会させていただきます。

私は、本日の司会進行役を務めさせていただきます、都市建設課 課長補佐の夏目と申します。

どうぞよろしくお願い致します。

恐れ入りますが、着座で進めさせていただきます。

まず初めに、お手元の資料の確認をさせていただきます。

事前に配布致しました資料として、令和8年度第1回鴨川市都市計画審議会の会議次第、委員名簿、資料1「南房総・外房広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、資料2「新旧対照表」、最後に、参考資料「鴨川市都市計画審議会の運営方法」についてでございます。

次に、本日、机の上に置かせて頂きました資料として、席次表、出席者名簿、追加資料と致しまして、都市計画の状況でございます。

以上となりますが、配布漏れ等はございませんでしょうか。

なお、本日の会議は、次第に従いまして、順次、進めさせていただきますので、よろしくお願い致します。

会議は、おおむね1時間30分程度、午後3時30分頃の終了を目安として進めて参りたいと思いますので、ご協力をお願い致します。

ここで、本審議会の運営方法について、ご説明させていただきます。

恐れ入りますが、参考資料「鴨川市都市計画審議会の運営方法について」をご覧ください。

項目の2番目、会議の公開、会議録の作成及び公表となりますが、本会議は、鴨川市情報公開条例、鴨川市附属機関等の設置及び運営等に関する指針、及び鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領に基づき公開することとし、会議録を作成し、公表致します。

会議録作成のため、録音をさせていただきますので、あらかじめご了承くださいようお願い致します。

公表する会議録は、あらかじめ議長が指名した委員2名に確認・署名して頂き、会議に提出された書類を添付して、市政情報コーナーに配架するとともに、市のホームページへ掲載致します。

次に、会議の傍聴について、ご説明させていただきます。

2ページの会議の傍聴に関する手続等についてをご覧ください。

傍聴の手続きにつきましては、資料のとおり会議の前日までに事務局へ申し込み、定員になり次第受付を終了致します。

資料の3ページ以降につきましては、本審議会の設置条例や関連する条例、指針等を掲載しておりますので、後ほど確認して頂きたいと存じます。

2 委嘱状交付

○事務局・夏目

それでは、次第に従いまして、委嘱状の交付を行わせて頂きます。

佐々木市長、前へお願い致します。

それでは、お名前を呼ばれた方から順に前の方へお願い致します。

まず初めに、久根崎様、お願い致します。

○佐々木市長

委嘱状、久根崎達郎様。

鴨川市都市計画審議委員に委嘱します。

任期、令和8年6月23日から令和10年6月22日まで。

令和8年6月11日、鴨川市長佐々木久之。

よろしくお願い致します。

○事務局・夏目

続きまして、島田様、お願い致します。

○佐々木市長

委嘱状、島田誠一様。

以下同文。

お願い致します。

○事務局・夏目

小原様、お願い致します。

○佐々木市長

委嘱状、小原正博様。

以下同文。

お願い致します。

○事務局・夏目

浦邊様、お願い致します。

○佐々木市長

委嘱状、浦邊洋一様。

以下同文。

お願い致します。

○事務局・夏目

福原様、お願い致します。

○佐々木市長

委嘱状、福原三枝子様。

以下同文。

お願い致します。

○事務局・夏目

安田様、お願い致します。

○佐々木市長

委嘱状、安田善一様。

以下同文。

お願い致します。

○事務局・夏目

石橋様、お願い致します。

○佐々木市長

委嘱状、石橋健男様。

以下同文。

お願い致します。

○事務局・夏目

椎名様、お願い致します。

○佐々木市長

委嘱状、椎名康一様。

以下同文。

お願い致します。

○事務局・夏目

続きまして、佐々木市長より、ごあいさつを申し上げます。

3 市長あいさつ

○佐々木市長

皆様、こんにちは。市長の佐々木でございます。

本日はご多用のところ、第1回都市計画審議会にご出席頂き、誠にありがとうございます。

只今、委嘱状を交付させて頂きましたが、この度のご就任を快くお引き受け頂きましたこと、心より御礼を申し上げます。

本審議会は、都市計画法に基づき、市長の諮問に応じ、都市計画に関する重要事項を調査・審議して頂く、きわめて重要な機関でございます。

都市計画は、将来のまちの姿を形づくり、市民生活に多大な影響を及ぼすものでありますことから、行政のみならず、関係団体の代表や市議会議員の皆様など、幅広い視点を持った方々にご参画いただき、ご審議を賜る必要がございます。

現在、社会経済情勢は、人口減少や自然災害の激甚化、広域インフラ整備など、大きく変化をしております。

これらに対応するため、県において都市計画の見直しが進められており、本市に対しても意見照会がなされております。

つきましては、本審議会において、委員の皆様の一助となるお立場からの、建設的かつ有意義なご意見を賜りたいと存じております。

議事と致しましては、「南房総・外房広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」及び「答申（案）について」の2点でございます。

議事の詳細につきましては、後ほど、事務局から説明致しますので、委員の皆様には、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げまして、私からのあいさつと致します。

どうぞよろしくお願い致します。

○事務局・夏目

ありがとうございました。

続きまして、会長及び副会長の選出に入らせて頂く前に、本日は、令和8年度第1回目の会議となりますので、ここで、委員の皆様、並びに出席しております執行部及び事務局職員の紹介をさせていただきます。

お手元の出席者名簿順にご紹介をさせていただきます。

まず、1号委員でございます。

久根崎達郎委員でございます。

○久根崎委員

よろしくお願い致します。

○事務局・夏目

島田誠一委員でございます。

○島田委員

よろしくお願い致します。

○事務局・夏目

小原正博委員でございます。

○小原委員

よろしくお願い致します。

○事務局・夏目

浦邊洋一委員でございます。

○浦邊委員

よろしくお願いします。

○事務局・夏目

続きまして、2号委員をご紹介します。

福原三枝子委員でございます。

○福原委員

よろしくお願いします。

○事務局・夏目

続きまして、3項委員をご紹介します。

安田善一委員でございます。

○安田委員

よろしくお願いします。

○事務局・夏目

石橋健男委員でございます。

○石橋委員

よろしくお願いします。

○事務局・夏目

椎名康一委員でございます。

○椎名委員

よろしくお願いします。

○事務局・夏目

本日、ご出席の委員の皆様は、以上でございます。

どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

なお、本日は、公務及び所用により欠席とのご連絡を頂いておりますが、鈴木正彦様、本吉正和様へ委員を委嘱しておりますので、ご紹介をさせていただきます。

続きまして、執行部の紹介をさせていただきます。

佐々木 久之 鴨川市長でございます。

○佐々木市長

よろしくお願いします。

○事務局・夏目

次に、事務局でございますが、
都市建設課 野村参事 です。

○事務局・野村

よろしくお願いします。

○事務局・夏目

都市建設課都市整備係の 土岐副主査 です。

○事務局・土岐

よろしくお願いします。

○事務局・夏目

都市建設課都市整備係の 大久保副主査 です。

○事務局・大久保

よろしくお願いします。

○事務局・夏目

都市建設課都市整備係の 川崎主事 です。

○事務局・川崎

よろしくお願いします。

○事務局・夏目

改めまして、私、都市建設課 課長補佐を仰せつかっております夏目です。
よろしくお願いします。

それでは、次第の4会長及び副会長の選出についてということですが、鴨川市都市計画審議会
設置条例第3条第4項の規定に基づき、会長及び副会長は委員の互選によることとされております。

そこで、選出をお願いしたいと存じますが、皆様におかれましては、本日が初めての顔合わせとなる
方もいらっしゃるかと思いますので、選出方法も含め、進行役については、佐々木市長をお願いしたい
と思いますが、いかがでしょうか。

異議なしの声あり

○事務局・夏目

ありがとうございます。

ご異議がないようですので、会長及び副会長の選出につきましては、佐々木市長に進行役をお願いし
たいと思います。

よろしくお願い致します。

4 会長及び副会長の選出について

○佐々木市長

それでは、進行役を務めさせていただきますので、よろしくお願い致します。

早速、会長、副会長をご選出頂く訳でございますが、選出方法も様々ありますけれども、ここは、私に腹案がありますので指名推薦をさせていただければと思いますが、いかがでしょうか。

異議なしの声あり

○佐々木市長

それでは、ご異議ないようでございますので、会長に島田誠一委員、副会長に浦邊洋一委員を推薦させていただきます。

いかがでしょうか。

異議なしの声あり

○佐々木市長

ご賛同を頂きましたので、島田誠一委員を会長に、浦邊洋一委員を副会長に選任することに決まりました。

お二方におかれましては、よろしくお願い申し上げます。

それでは、会長、副会長が決まりましたので、進行役を解かせて頂きます。

ご協力、ありがとうございました。

○事務局・夏目

ありがとうございました。

それでは、島田会長、会長席への移動をお願いします。

それでは、誠に恐縮ではございますが、島田会長より、ご就任にあたりまして、一言ごあいさつを頂戴したいと存じます。

○島田会長

それでは一言、ごあいさつをさせていただきます。

只今、皆様のご推挙により、会長を拝命致しました島田でございます。

本審議会が扱う都市計画は、市民生活の利便性と安全性を左右する大変重要なものでございます。

委員の皆様の専門的な知見を頂きながら、活発で有意義な審議が行えるよう、円滑な進行に努めて参ります。

どうぞよろしくお願い致します。

○事務局・夏目

ありがとうございました。

島田会長はじめ、委員の皆様には、ご協力をよろしくお願い申し上げます。
続いて次第の５ 諮問に入らせて頂きたいと存じます。
市長、会長、前へお願いします。

５ 諮問

○佐々木市長

鴨川市都市計画審議会会長 島田誠一様。

南房総・外房広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について、鴨川市附属機関設置条例第２条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

令和８年６月２３日、鴨川市長 佐々木久之。

よろしくお願い致します。

○島田会長

只今、市長から南房総・外房広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について、諮問がございました。

委員皆様方には、主体的かつ建設的なご意見を頂きますよう、ご協力をお願い申し上げます。

○事務局・夏目

ありがとうございました。

ここで、会議の成立について、ご報告させていただきます。

鴨川市都市計画審議会設置条例第６条第２項の規定により、この会議の成立につきましては、委員の過半数以上の出席が必要とありますが、今日は委員１０名のうち８名の委員の出席を頂いておりますので、本審議会・会議は成立致しますことをご報告させていただきます。

なお、鴨川市都市計画審議会設置条例第６条第１項の規定に基づきますと、会議の議長は会長が務めることとなっております。

この後の議事の進行につきましては、島田会長に務めて頂きたいと存じます。

島田会長、よろしくお願い致します。

６ 議事

（１）南房総・外房広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

○島田会長

それでは、座ったまま失礼させていただきます。

条例の規定に基づき、議長を務めさせて頂きたいと思いますが、皆様方のご協力を頂き、円滑に審議して参りたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、会議運営にあたりまして、会議録の確認につきましては、議長において指名させて頂くこととなっておりますので、久根崎委員と小原委員を指名させて頂きたいと存じますので、よろしくお願い致します。

それでは、これより議事に入ります。

お手元の次第の（１）、南房総・外房広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について事務局の説明を求めます。

○事務局・土岐

はい。

都市建設課 都市整備係 土岐と申します。

恐れ入りますが、着座にて説明をさせていただきます。

議事説明の前に鴨川市の都市計画区域の状況につきまして、ご説明をさせていただきます。

本日、お配り致しました追加資料をご覧ください。

こちらは、鴨川市都市計画マスタープランを印刷した資料となります。

本市では、旧鴨川市の一部が鴨川都市計画区域、旧天津小湊町の全域が天津小湊都市計画区域に指定されておりまして、2つの都市計画区域が並存している状況となっております。

今回、説明させていただきます南房総・外房広域都市圏とは、これら2つの区域を含む南房総・外房エリアの6区域を対象とするものであります。

それでは、南房総・外房広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更についてご説明致します。

この南房総・外房広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、千葉県が市町村の意見を聞き、その内容を反映させたものを策定するものでございます。

都市計画制度の基本的な考え方は、道路、公園、下水道などの都市施設を整備すること、土地区画整理や宅地造成などで都市を開発すること、開発区域とは別に、良好な自然環境や住環境を保全することとなります。

このような都市計画区域内をどう整備し、開発し、保全していくかということが基本的な方針でございます。

基本的な方針を定めたものが、この都市計画区域の整備、開発及び保全の方針でございます。

今回の変更の理由と致しましては、令和3年度の都市計画基礎調査の結果等に基づきまして、将来人口の見通しや土地利用、都市施設の整備など社会経済状況の変化、さらに、都市計画見直しの基本方針の都市計画見直しの基本的な考え方を踏まえまして、都市計画の目標、目標年次等に関連する変更、広域幹線道路の整備進展や生活・経済圏の拡大、自然災害の激甚化・頻発化など、県を取り巻く状況の変化に対応していくためには、広域的な枠組みによる都市計画を推進していくことが必要となっており、いすみ都市計画区域、御宿都市計画区域、勝浦都市計画区域、鴨川都市計画区域、天津小湊都市計画区域、館山都市計画区域を南房総・外房広域都市圏に位置付けまして、都市の将来像を明確にするとともに、都市計画の基本的な方向性を示すものとして、南房総・外房広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針として策定するものでございます。

資料1「南房総・外房広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の目次に書いてございますように、1ページから16ページが広域都市圏の都市づくりの目標、17ページからが各都市計画区域の都市づくりの目標となります。

説明の便宜上、本文に赤い下線を引いておりますことをご了承願います。

広域都市圏の都市づくりの目標の構成でございますが、1本県の都市づくりの基本理念としまして、2ページをご覧ください。

これまで、本県の都市計画マスタープランは、おおむね市町村ごとに指定している都市計画区域ごとに策定していましたが、生活圈や経済活動の拡大への対応、自然災害の頻発化・激甚化など、県を取り巻く状況の変化に対応していくためには、広域的な視点に立って都市計画を推進していくことが

必要となっており、市町村の枠を超えた広域的なマスタープランを策定することと致しました。

広域都市圏は、県内の土地利用の状況及び見通し、地形等の自然条件、日常生活圏等を勘案し、県内を6圏域に設定しております。

2 本広域都市圏の都市計画の目標としまして、4ページをご覧頂きたいと思います。

本マスタープランの対象範囲は、6つの広域都市圏のうち、南房総・外房広域都市圏に含まれる都市計画区域となります。

目標年次は、10年後の令和17年を基本としており、6ページをご覧頂きたいと思います。

豊かな自然や歴史、文化等の地域資源を活かしたまちづくりを進め、半島性を克服し、都心や他圏域からの人・モノ・財の流れを産業振興やまちづくりに取り込むため、広域的な幹線道路ネットワークの充実・強化を図り、おおむね20年後の望ましい都市の姿を展望するものでございます。

3 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針としまして、8ページをご覧ください。

本圏域に含まれる都市計画区域につきましては、首都圏整備法による近郊整備地帯外に位置しており、人口が減少傾向にあり、急激かつ無秩序な市街化の進行は見込まれないと判断されることから、区域区分を定めないものとします。

4 本広域都市圏の主要な都市計画の決定方針としまして、8ページをご覧頂きたいと思います。

コンパクトで効率的な都市構造への転換を目指すにあたり、鉄道各駅やバスターミナル周辺は、地域拠点として都市機能を集積していくこと、9ページをご覧ください。

国県道や拠点間を結ぶ道路の整備を推進していくこと、頻発化・激甚化する自然災害への対応にあたっては、富津館山道路の全線4車線化や外房地域を結ぶ高規格道路の検討など、災害に強い道路ネットワークの整備を促進すること等を主な目標としております。

続きまして、各都市計画区域の都市づくりの目標でございますが、54ページから62ページが鴨川都市計画区域、63ページから72ページが天津小湊都市計画区域となります。

それぞれの構成と致しましては、54ページをご覧頂きたいと思います。

鴨川都市計画区域の1都市計画の目標としまして、本区域の基本理念は、健康と観光の融合都市、自然とともに生きるウェルネスシティ鴨川を将来像として定め、その現実に向けた都市づくりの基本理念を①交流のまちづくりとして、多くの人々が集う、交流に支えられたにぎわいあふれるまちづくりを進める。②元気のまちづくりとして、地域全体が活力にあふれ、住む人も訪れる人も元気になる、住みたい、ずっと住み続けたいまちづくりを進める。③環境のまちづくりと致しまして、豊かな自然環境と快適な生活環境が調和した、持続的に発展可能なまちづくりを進める。④協働のまちづくりとしまして、産学民官の連携による協働のまちづくり、人づくりのもと、みんなが主役のまちづくりを進める。⑤安心のまちづくりと致しまして、市民一人一人が安全で健やかに、生涯を通して安心して暮らすことができるまちづくりを進めることと致します。

地域ごとの市街地像は、本区域の中央部に位置する前原・横渚地区に広がる市街地部を中心市街地として位置付け、都市基盤施設の充実により密度の高い商業業務系を中心とした諸機能の集積を都市景観に配慮しながら図り、東条地区、太海地区、江見地区の市街地は海浜市街地と位置付け、一般住宅地のほか、観光商業・娯楽施設等が立地する景観にも美しく魅力ある市街地を形成します。

その他の市街地は、周辺市街地と位置付け、都市基盤施設が整った住宅地として整備、保全を図ります。

本区域の北部及び南西部一帯の丘陵地は、区域で共有すべき貴重な環境資産と位置付け、その保全・活用を図ります。

2 主要な都市計画の決定方針としまして、54ページをご覧頂きたいと思います。

都市づくりの基本方針は、①人口減少に対応したコンパクトで効率的な都市構造への転換に関する方針、55ページをご覧ください。

②社会インフラ等を活用した多様な産業の受け皿の創出による地域振興に関する方針、③頻繁化・激甚化する自然災害への対応に関する方針、④自然環境の保全と質の高い生活環境の整備に関する方針としております。

土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針につきましては、55ページをご覧頂きたいと思います。

商業地、工業地、56ページをご覧ください。

住宅地と主要用途の配置を行い、用途転換・用途純化又は用途の複合化に関する方針、居住環境の改善及び維持に関する方針、都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針、優良な農地との健全な調和に関する方針、災害防止の観点から必要な市街地の抑制に関する方針、自然的環境の形成の観点から必要な保全に関する方針を定めております。

都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針につきましては、57ページをご覧ください。

①が交通施設として、広域交通軸を踏まえた都市交通軸の強化、都市の利便性と一体性を高める生活軸の体系的整備、歩行者に優しく、憩いの空間としての道づくり、公共交通環境の維持・改善、58ページをご覧頂きたいと思います。

②が下水道及び河川として、市街地においては、地域の特性に応じて効率的・効果的な雨水排水施設の整備を進めるとともに、合併処理浄化槽設置の促進を図る。市街地外の集落地等においても、生活環境の改善・向上のために合併浄化槽設置の促進を図る。河川の氾濫による災害を防止するため、2級河川、準用河川の計画的な改修の促進を図る。加茂川、待崎川等については、公共水域の水質保全とともに、河川の親水性の付加や河川緑化の推進を図る。59ページをご覧頂きたいと思います。

③がその他の都市施設として、市民生活をより優先する都市づくりを実現するため、高度化・多様化する生活ニーズに対応した利便性の高い公共サービス環境の形成を図る。としています。

市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定方針につきましては、59ページをご覧ください。

安房鴨川駅周辺地区にて、市街地の骨格となる道路の整備を進めるとともに、中心市街地として計画的なまちづくりを進めることとしております。

自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針につきましては、自然豊かな自然環境の保全と必要とされる緑地の確保を森林機能の保全、自然とふれあう場の形成、緑地景観の保全及び活用、緑地等の確保目標水準の方針に基づき進めることとしています。

天津小湊都市計画区域の1都市計画の目標としまして、63ページをご覧ください。

本区域の基本理念は、自然環境や歴史的資源の保全と地域振興への活用、広域的な交流・連携ネットワークの形成と交通利便性の向上によるポテンシャルを活かした地域活力の向上、災害に強く安全で快適な地域社会の形成を目標と致します。

地域ごとの市街地像は、安房天津駅を中心とする天津地区と安房小湊駅を中心とする小湊地区に分かれており、64ページをご覧頂きたいと思います。

天津地区につきましては、本区域の約3分の2の居住を有していることから、中心市街地に位置付けまして、北部一帯に広がる丘陵地の緑や南部一帯に広がる海に代表される豊かな自然環境と調和した個性的な都市環境・都市景観の形成を進め、質の高い空間づくりを行う。さらに中心市街地周辺にある国道128号沿道の住宅地を周辺市街地として位置付け、低中層の一般住宅地のほか、宿泊施設や商

業店舗等の観光・商業サービス施設も立地するなかでの快適な居住空間の環境創出や景観的な美しさを併せ持つ市街地とする。

小湊地区については、安房小湊駅から誕生寺周辺の地区を中心市街地として位置付け、安房天津駅周辺との個性の差別化が図られた都市環境及び門前町としての都市景観の形成を進める。また、中心市街地周辺にある旧国道128号沿道の住宅地を周辺市街地として位置付け、低中層の一般住宅地のほか、宿泊施設や商業店舗等の観光・商業サービス施設も立地する観光リゾート地的市街地空間の創出と景観的な美しさを併せ持つ市街地の形成を図るものとしております。

2 主要な都市計画の決定方針としまして、64ページをご覧ください。

都市づくりの基本方針は、①人口減少に対応したコンパクトで効率的な都市構造への転換に関する方針、②社会インフラ等を活用した多様な産業の受け皿の創出による地域振興に関する方針、③頻繁化・激甚化する自然災害への対応に関する方針、65ページをご覧ください。

④自然環境の保全と質の高い生活環境の整備に関する方針としております。

土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針につきましては、65ページをご覧ください。

商業地、住宅地と主要用途の配置を行い、66ページをご覧頂きたいと思います。

居住環境の改善及び維持に関する方針、都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針、優良な農地との健全な調和に関する方針、自然的環境の形成の観点から必要な保全に関する方針、秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針を定めております。

都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針につきましては、66ページをご覧頂きたいと思います。

①交通施設として、広域交通軸を踏まえた都市交通軸の強化、67ページをご覧ください。

都市内の一体性の確保や観光産業の振興等を担う道路の機能拡充、生活軸の一体的整備、歩行者に優しく、憩いの空間としての道づくり、68ページをご覧ください。

②が下水道及び河川としまして、本区域においては、生活環境の改善・向上のため、合併浄化槽設置の促進を図る。河川は流れが急で豪雨の際に氾濫の危険性があり、また、未整備箇所も存在することから、洪水等の災害から住民の生活環境を保護するため、河川改修等の災害防止策を促進する。特に袋倉川においては、河川の氾濫被害が頻発しているため、河川改修とともに氾濫防止対策を推進する。二夕間川や神明川、大風沢川等の河川は、アユ釣りなどレクリエーションの場としても親しまれていることから、重要な自然資源として、環境や景観の保全を図る。69ページをご覧ください。

③がその他の都市施設として、健康で文化的な都市活動と都市機能の向上、良好な生活環境の確保を図るため、人口の動向や市街地の状況に対応し、また、長期的な展望に立ち、必要となるその他の施設について整備を図る。としています。

市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定方針につきましては、69ページをご覧ください。

安房天津駅北側地区について、安房天津駅や周辺地方道に近接する立地条件を活かし、戸建て住宅を中心としつつ、中心市街地としてふさわしい利便性の高い良好な住宅地の形成を図る。また、安房小湊駅北側地区についても、戸建て住宅を中心としつつ、中心市街地としてふさわしい良好な住宅地の形成を図ることとしております。

自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針につきましては、70ページをご覧ください。

豊かな自然環境の保全と必要とされる緑地の確保を子どもが安心して遊べ、高齢者が憩える生活に身近な森林機能の保全、自然とふれあう場の形成、緑地景観の保全及び活用、緑地等の確保目標水準

の方針に基づき進めるとしています。

資料2 新旧対照表につきましては、後ほどご確認して頂きたいと思います。

説明は以上となります。

○島田会長

事務局の説明が終了致しましたので質疑をお願いします。

何かご質疑等ございますでしょうか。

○小原委員

コンパクトシティとして、駅の周辺に集約していこうというのが書かれていると思うのですが、それは本当に大丈夫なのかと不安に思いまして。

鴨川駅はあるのですが、実際に今使っている方は、ほとんど高校生ですし、車社会ということで、大きな駐車場だとか、道路があるところの方が、鴨川では使いやすいのではないかという点がありまして。

その点が、駅中心という利便性とは違う方にいってしまうのではないかという気がしたので、その辺はよく検討して頂きたいと思います。

質問ではなく、意見です。

○事務局：野村

公共交通機関でお越しになる方、生活する方を含め、車の方が多くなっているということは把握しております。

しかしながら、安房鴨川駅は、高速バスの停留所でありまして、コミュニティバス、デマンド型の公共交通の停留所でもあります。

そういった中心的なポイントでもございますので、本計画の中では、鴨川駅を一つを中心というような形で考えているところでございます。

ただ、ご意見としていただいたものでございますので、検討させて頂きたいと思います。

○島田会長

ほかにありますでしょうか。

○浦邊委員

6ページの(4)都市計画の目標のなかの圏域全体の中ほどに、東関東自動車道館山線の富浦以南の計画の具体化、東京湾口道路の調査・研究の促進、外房地域を結ぶ高規格道路の検討を進めるとともにとあるのですが、この高規格道路の検討、ここは検討で、他のところは整備促進だとか、この文言なんです。

県全体は検討、各市町村の都市計画区域のものは、整備促進だとか、具体化だとか、この検討というのが少し弱いようにも思えるのですが、この辺はどうなんですかね。

この鴨川館山道路から茂原一宮道路を含めて、この計画というのは、検討の計画でしょうか。

教えて頂きたい。

○事務局：野村

まず、館山から鴨川を通して大原、一宮、茂原までということで、高規格道路は国で指定した路線であって、茂原、一宮間については県で整備を進めて頂いております。

県では、鴨川、一宮間については、検討会を開いておりまして、いろいろ地元の問題点を出して頂いております。

館山、鴨川間におきましても、ワーキンググループを県で設置して頂きまして、沿線の関係する市町村の担当者と県も含めて勉強会を行っている状況でございます。

そういった活動も、沿線の市町村の関係者が期成同盟会を作っておりまして、県や国に要望させて頂いた中で、検討会、勉強会を行って頂いているという状況でございます。

まだまだ、具体的なルートを選定ですとか、事業実施というところまでは至ってはおりませんが、問題点の洗い出し等を行なっておりますので、これからという風には思っております。

その他のルートにつきましては、具体的に事業が動いているところでございますので、そういったところで、表現の違いというものがあると考えております。

○浦邊委員

いすみ市の方は整備促進、鴨川市の場合は、具体化だとか、文言を揃えられないのでしょうか。

いすみ市は、17 ページ、上から 15 行目位、茂原・一宮・大原道路や、鴨川・大原道路といった高規格道路の整備促進になっています。

促進と推進と検討といろいろありますが、促進と推進というのは、文言的には分かるんだけど、検討というのは、何の検討なのかちょっと分からない。

最初から検討なのか、路線もある程度案があって、それを検討しているのか、そうしたら整備促進の方に合うかと思いますが。

文言がいろいろあるから、この辺が整理できたからなと、そう思っただけです。

○事務局：野村

館山・鴨川・大原間について説明させて頂きますと、まだルートが定まっていないため、表現が弱くなっている状況です。

いずれにしても、県の方では、外房地域、館山から茂原までの高規格道路というものを、この計画の中でも位置付けてくださっていますので、そういった中でですね、地元、沿線市町村と、このまま進めていきたいと思っております。

○島田会長

ほかにありますでしょうか。

○福原委員

資料 1 の 6 ページから 7 ページにかけて、台風・豪雨等の頻繁化・激甚化を踏まえ、河川管理者等が主体となって行う治水対策に加え、流域のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策を流域治水への転換と記載されています。

この『流域治水』への転換について、もう少し説明いただけないでしょうか。

○事務局：土岐

それではご説明をさせて頂きたいと思います。

気候変動に伴う豪雨の頻繁化・激甚化により、堤防建設などのハード対策のみで命や財産を守ることが困難になってきております。

そのため、河川区域にとどまらず、河川流域全体の集落、企業、個人が協働してハード・ソフトが一体となった流域治水への転換が進められます。

具体的な取り組みとしましては、河川管理者による護岸整備に加え、企業や住宅敷地内への雨水貯留・浸透施設の設置、田んぼダムや溜池の活用による流出抑制が挙げられます。

さらに、避難体制の強化、高台への移転、住宅の高床化などを組み合わせ、地域全体で水害リスクを低減させようとするものでございます。

○福原委員

もう一つなのですが、資料1の9ページ、③頻発化・激甚化する自然災害への対応に関する方針のところ、「災害時の支援・復旧活動を円滑に推進するため、耐震化及び老朽化対策を進め、避難経路、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化等の促進を図る。」と記載されていますが、鴨川市内の緊急輸送道路はどの路線が該当していますでしょうか。

○事務局：土岐

それではお答えさせて頂きます。

まず1次路線につきましては、県庁、地方中核都市、重要港湾を結ぶ幹線道路でありまして、国道128号や主要地方道千葉鴨川線が指定されている状況です。

2次路線につきましては、1次路線と市役所や主要防災拠点を結ぶ道路でありまして、国道410号、主要地方道鴨川保田線、主要地方道富津館山線、一般県道浜波太港線などが指定されている状況です。以上です。

○島田会長

時間の都合もございますので、どうしてもという方がいらっしゃればと思います。

安田委員、何かありますでしょうか

○安田委員

ここに書いている道路災害、河川等全てをうちの事務局が担っていくことになりますので、ここに書かれていることが、10年後、実現できるように目いっぱい頑張っていきたいと思います。

○島田会長

椎名委員いかがでしょうか。

○椎名委員

天津小湊の記載事項です。

最後の70ページに我々が管理している内浦山県民の森について、記述して頂いています。

こういったレクリエーション拠点というような位置付けをして頂いているということ、我々事務所もちろん、その狙いの中でこの施設を運営しているところですが、また引き続き鴨川市と連携しながら取り組んで参りたいと考えております。

施設も老朽化して、維持・管理には、だいぶ苦勞しているところではありますが、市役所と一緒にこの施設を守っていきたいと思いますので引き続きよろしくお願いします。

○島田会長

久根崎委員、何かありますでしょうか。

○久根崎委員

鴨川の河川について、氾濫等による災害を起こすためということがあるのですが、加茂川につきましても、待崎川につきましても、河口周辺に砂が溜まってしまって、非常に危険な状態であると私は常にあるところですが、それについても具体的に何か県の方へお話をしていただければいいのではないかと思います。

○事務局：野村

基本的な方針ということで、具体的な記述はなされておりませんが、現実的に加茂川の河口につきましては、閉塞し、昨年の秋には、漁港内で逆流したとかそういった被害も出ている状況です。

こういったことも踏まえまして、千葉県へ要望活動というような形で、いろいろな場面で加茂川の河口については要望させて頂いております。

砂を除けるにしても、重機が中に入っていく手段がないというようなことで、以前は大きな重機で吊って中に重機を入れていたということなのですが、それでは効率が悪いため、今そこへ降りていく進入路を県に検討して頂いて、整備していただけると伺っています。

それと同時に、抜本的な対策として、砂を取って頂く必要があります。

以前取ったのは約10年程前、その前取って頂いたのもその10年程前ということで、ちょうど今10年経ってきておりますので、そういった土砂の撤去というのも含めて要望させて頂いている状況でございます。

○島田会長

安田委員、補足事項はありますか。

○安田委員

昨年度から、どんな方法で重機を降ろすとか、どういう工法が、関係者に迷惑をかけない方法かという話をしながら、今、進入路についての設計をしているところでございます。

これでいこうという話になれば、予算化して事業を進めていきたいと考えております。

大きな重機で吊るとなると、少ししか土砂が取れない、ここを定期的にやっていくには、やはり川の中に、海の方に降りている道路が必要だろうということで、今そういった調整をしています。

○島田会長

時間の関係もございますので、それでは、南房総・外房広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更についてにですけれども、頂いたご意見を踏まえて、お手元の資料及び只今の説明のとおりとすることよろしいでしょうか。

異議なしの声あり

○島田会長

それでは、ご異議ないようですので、南房総・外房広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に関しましては、お手元の資料のとおり決しました。

それでは、続きまして次第の（２）答申（案）について事務局の説明を求めます。

（２）答申（案）について

○事務局・土岐

それでは、事務局から南房総・外房広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更についての鴨川市都市計画審議会審議会からの答申（案）についてご説明させていただきます。

まず、本日、市長より諮問を受けたことによりまして、ご審議を頂いたところでございます。

お配りさせて頂いております、答申（案）には、令和８年６月２３日付け、鴨都建第５７７号で諮問のありましたこのことについて、本審議会で慎重に審議した結果、南房総・外房広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について、諮問された案は妥当なものと認めます。としております。

答申（案）の説明は以上となります。

○島田会長

事務局の説明が終了致しましたので質疑をお願いします。

何かご質疑等ございますでしょうか。

特にない旨の声あり

○島田会長

それでは、ご意見がないようですので、本審議会からの答申につきましては、原案のとおりとさせて頂いてよろしいでしょうか。

異議なしの声あり

○島田会長

それでは、答申書をご用意致しますので、それまでの間、暫時休憩とさせていただきます。

休憩（答申書用意）

○事務局・夏目

只今、答申書をご用意致しましたので、ここで、会長から市長へお渡し頂きますようお願い致します。
会長、市長、前へお願いします。

○島田会長

鴨川市長 佐々木久之様。

南房総・外房広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について、令和8年6月23日付け、鴨都建第577号で諮問のありましたこのことについて、本審議会では慎重に審査した結果、下記のとおり答申します。

記、南房総・外房広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について、諮問された案は妥当なものと認めます。

鴨川市都市計画審議会 会長 島田誠一。

以上ですよろしくお願い致します。

○島田会長

それでは、皆様のご賛同を得まして、只今、本都市計画審議会からの答申書を市長にお渡し致しました。

以上をもちまして、本日予定されておりました議事につきましては、全て終了致しました。

円滑な議事運営にご協力頂きまして、ありがとうございました。

議長の職を解かせて頂き、以降の進行を事務局にお返し致します。

7 その他

○事務局・夏目

島田会長、議事進行ありがとうございました。

続きまして、次第の7「その他」と致しまして、何かございますでしょうか。

○福原委員

今後のスケジュールについて、教えて頂きたい。

○事務局・夏目

今後のスケジュールにつきまして、ご説明致します。

本日の諮問・答申をもちまして、この後、鴨川市の意見としまして千葉県の方へ回答致します。

その後、8月に千葉県の都市計画審議会では、南房総・外房広域都市圏を含めた県全域の都市計画につきまして審議し、決定する流れになります。

以上でございます。

他よろしいでしょうか。

8 閉会

○事務局・夏目

それでは、以上をもちまして、令和8年度第1回、鴨川市都市計画審議会を閉会とさせていただきます。

本日は、長時間にわたる会議大変お疲れ様でした。

ありがとうございました。

鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領第7条第3項の規定により会議の内容について確認します。

令和 8 年 7 月 13 日

久根崎 達也

小原 正博
